

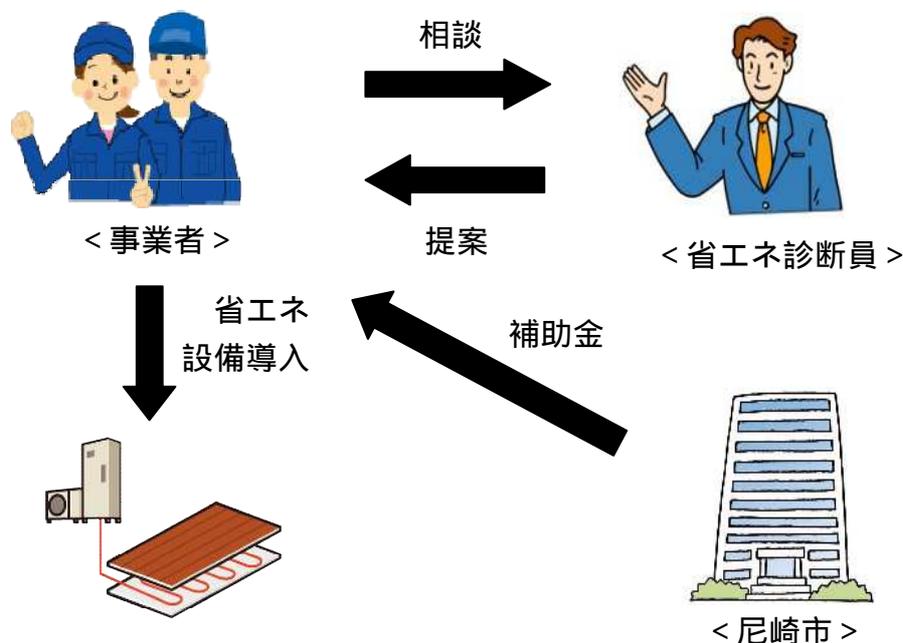
「尼崎市省エネ診断員」の登録を 募集します！ ~ ビジネスチャンスを広げてみませんか？ ~

尼崎市省エネ診断員（以下省エネ診断員）には、
事業者からの省エネに関する相談業務や省エネ設備の提案を行っていただきます。
省エネ診断員の提案に基づいた省エネ設備導入には
市から補助金 が交付される場合があります。
省エネ診断員に登録して、市内の省エネにご協力いただくとともに、
ビジネスチャンスを広げてみませんか？

設備導入促進事業・・・導入設備の1/3を補助（上限あり）詳しくは、産業振興課（TEL06-6489-6448へ）

登録対象者 省エネ診断員の登録を受けることができるのは、次の全ての要件に該当する方です。

- 1 市内に在住又は市内に本社又は営業所がある事業所に勤務していること。
- 2 エネルギー管理士、一般財団法人省エネルギーセンターの認定するエネルギー診断プロフェッショナルのいずれかの資格を保有していること。
- 3 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと。



詳細はこちらから <http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kankyo/hozen/030140.html>

【お問い合わせ先】 尼崎市役所 環境創造課（市役所本庁舎中館9階）
電話番号：06-6489-6301 ファックス：06-6489-6300
Eメール：ama-kankyo-sozo@city.amagasaki.hyogo.jp